

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事から令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月22日

島根県監査委員	高橋雅彦
同	田中明美
同	山口和志
同	三島明

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項及び意見	対応方針・措置状況
<p>1. 総論</p> <p>【意見】</p> <p>補助金の目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定することが望ましい。</p> <p>(1) 補助金の効果測定のための尺度・基準として適切なものを設定するためにはまずもって補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていなければならない。</p> <p>そもそも、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定め、「公益上必要」な場合にのみ普通地方公共団体が補助金を交付できることを定めている。そのため、補助金の目的は「公益上必要」であることが明記されなければならないが、これが明記されない場合、当該補助金は交付すべきものだったのかあるいは交付により効果を上げたのか否かを抽象的にしか把握することができない。よって、補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていることが重要である。</p> <p>(2) 補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値は当該補助金の「目的」と関連性のあるものとしなければならない。</p> <p>上記のように「公益上必要」であることを目的に明示していたとしても、その目的に関連性のない尺度・基準を用いては補助金の効果を適切に測ることはできないのは当然のことである。</p> <p>また、複数の補助金に共通する尺度・基準や目標値が設定（共通利用）されている場合、「そのうち当該補助金によるもの」という形で常に当該補助金との関連性を意識しておかなければならない。そうでなければ、実績（目標値の達成）が当該補助金によるものか他の補助金によるものか判然としないことになる。</p> <p>(3) 本来、反対給付のない補助金を交付する以上、すべての補助金について効果測定を行うべきである。しかし、実際には補助金の効果測定の尺度・基準や目標値を設定することが困難な場合もあり、その場合には尺度・基準や目標値を定めることができなくてもやむをえない。ただし、そのような効果測定のための尺度・基準や目標値を設定しない補助金は効果不明の補助金となるおそれがあるということを</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>補助事業については、「公益上必要」な目的に関連した成果指標を設定し、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性について検証を行うよう部内での周知を図った。</p>

<p>自覚し常にその必要性に目を光らせておく必要がある。尺度・基準や目標値がないのをよいことに効果不明の補助金を漫然と存続させることがあってはならない。</p>	
<p>【指摘事項】 委託契約の相手先が再委託を行う場合には、契約書に則り書面での承諾を行うべきである。 今回監査対象とした委託契約の契約書すべてにおいて、「受託者（委託契約の相手先）は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者（島根県）の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とする再委託契約の禁止条項が設けられている。 この再委託禁止条項の趣旨は、いわゆる「丸投げ」を防止することにあると考えられる。また、責任の所在が不明確になることの防止、個人情報の漏洩の防止のためにも再委託禁止条項は必要である。 今回の監査対象においては、再委託しているにもかかわらず県による書面による承諾がないものが存在していたが、契約書に則り書面での承諾を行うべきである。</p>	<p>（審査指導課） 出納局が定める標準契約書には、再委託禁止条項を設けており、再委託を前提とする契約であってもこの条項は必要であり、再委託する場合には、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、書面で承諾する必要がある。 引き続き会計事務研修会や職員ポータル掲示板により、周知徹底を図るとともに、会計検査において重点検査項目として指導していく。</p>
<p>2. 各論 1. 女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業 【意見】 （ア）イクボスネットワーク事業について （女性活躍推進課） 本事業は、経営者や管理職等の意識改革のためのイクボスセミナーの開催やネットワークの形成を行う事業であり、具体的には「意識改革編」と「行動改革編」で構成されている事業である。「意識改革編」として意識改革セミナーが行われ、「行動改革編」として行動改革セミナーが行われている。これは、意識改革セミナーで行動改革のためのきっかけや気づきを共有してもらい、最終的には行動改革を実践してもらうことが事業の目的であると考えられるが、意識改革セミナーの参加者がどれだけ行動改革セミナーに参加しているかの把握を県は積極的に行っていない。最終的に行動改革を実践してもらうことが目的である以上、委託仕様書上で意識改革セミナーから行動改革セミナーにどれだけ移行しているのか及び受講後のステップとして参加者が何を望んでいるか等の報告を求め、最終的な行動改革に繋げる工夫をすることが望ましい。</p>	<p>令和5年度のイクボスセミナーにおいては、意識改革編の参加者に対して行動改革編への積極的な参加を呼びかけて、両セミナーを一体的に実施した。 令和6年度については、意識改革編に参加した企業を行動改革の実践へと導くため、自社の課題を具体的に深掘りして解決を図ることのできる行動改革編のセミナーを実施するよう委託仕様書に明記した。</p>
<p>【意見】</p>	

<p>(イ) 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金について (女性活躍推進課)</p> <p>本補助金における補助対象経費は、交付要綱上「一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費」とされている。本補助金の資料を閲覧したところ、その数値目標を「社員の仕事と子育てとの両立を支援するため、年次有給休暇の時間単位での取得を促進し、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする」とした企業に対して、女性用トイレ改修工事費用の一部が補助されているケースがあった。</p> <p>本補助金の目的は、交付要綱第2条において、「県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して支援することを目的とする。」とあることから、女性用トイレ改修工事費用の一部を補助することについて何ら問題はない。しかし、前述の有給取得に関する数値目標と女性用トイレ改修は直接的に関連しないため、補助対象経費に該当しない補助金が支出されたとの誤解を生じかねない。よって、交付要綱上の補助対象経費の文言を実態に即して改訂することが望ましい。</p>	<p>補助金の目的は、交付要綱第2条のとおり、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる取組への支援であるため、補助事業が目的に合致するものであれば、追加の資料提出や事業者からの聞き取りによって幅広く採択してきた経緯がある。</p> <p>しかしながら、あくまで補助対象経費は交付要綱第4条の「一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組」であるため、御指摘のような誤解を生じさせないためにも、事業者からの聞き取り等により、対象経費に合致するかどうかを慎重に検討・整理の上、交付決定の可否を判断する。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) こっころカンパニー認定企業拡大事業について (女性活躍推進課)</p> <p>女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業は、「妊娠中あるいは子育てをしながら働いている県民」を対象とし、「その県民が安心して家庭や仕事に取り組むことができる状態を目指す」ことを事業の目的としている。そして、本事業のKPIは、「こっころカンパニーの認定企業数」と、「女性が働き続けやすいと感じる女性の割合」が設定されている。</p> <p>県は、仕事と子育ての両立支援に前向きに取り組む企業を「こっころカンパニー」と認定し、そこで妊娠中あるいは子育てをしながら働く県民の働きやすさや社会機運の向上を図っており、活動指標としての「こっころカンパニーの認定企業数」と、成果指標としての「女性が働き続けやすいと感じる女性の割合」が事業目的に関連して適切に設定されている。</p> <p>一方で、このKPIに直接関係する事業であるこっころカンパニー認定企業拡大事業については、業務委託を行っているが、業務委託仕様書上の申請目標企業数50社に対して、実際の申請企業数は20社であり、乖離が生じている。しかし、この乖離について県と委託先で特に課題の共有及び原因分析が行われていない。何が申請にお</p>	<p>令和5年度について、委託先からの実績報告を踏まえ、目標の達成状況とその要因についてヒアリングを行い、令和5年度は、申請企業数が26社と令和4年度と比較して増加傾向にあったため、委託先と事業の課題や目標達成に向けた効果的な方法について協議を行い、目標を変更しないこととした。</p>

<p>ける障壁であるかを県と委託先で協議を行い、課題及び原因分析を行ったうえで、目標設定及び事業を実施することが望ましい。</p>	
<p>3. お産あんしんネットワーク事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) 周産期医療協議会について (健康推進課)</p> <p>本事業においては、周産期搬送体制をより明確にし、適切に運用できることを目的に「島根県母体・新生児搬送マニュアル」が策定されており、その中で「本マニュアルは島根県周産期医療協議会において決定し、運用の評価、検討を行う」とされている。この点については、島根県周産期医療協議会以外の医療機関の連絡会等で搬送の課題等の情報共有が行われ、マニュアル改訂の必要があれば島根県周産期医療協議会で審議されるとのことであったが、実際に本マニュアル自体について島根県周産期医療協議会においてどのような運用の評価がなされたのかが資料として残っていない。本マニュアルがどのように運用され、評価、検討が行われたかの資料を残しておくことが望ましい。</p>	<p>マニュアルの運用の評価については、周産期ネットワーク連絡会で出された搬送基準及び搬送体制についての意見を参考とし、島根県周産期医療協議会において運用の評価、検討を行っている。</p> <p>今後は、どのような評価、検討が行われたかが分かるよう資料を保存する。</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) 周産期医療関係者研修事業について (健康推進課)</p> <p>本事業は、「総合周産期母子医療センターにおいて、地域周産期母子医療センター、地域医療機関等の医師、看護師、助産師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるため、到達目標を定め、その研修を行う」ことを目的とすると仕様書上明記され、各種研修を実施することとされている。</p> <p>しかし、令和4年度においては、委託先において予定されていた研修の二つが実施されておらず、委託料を減額する変更契約が締結されている。委託先においてやむをえない事情により予定していた研修を実施できないケースはあると考えられるが、変更契約の協議において、その理由が明示されていない。県が必要と認めて委託した事業について、実施されない部分がある場合には、少なくともその理由を契約変更協議にかかる資料に残しておくことが望ましい。</p>	<p>今後、やむを得ない事情により委託内容を変更する場合には、起案文書にその理由を記載する。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) 周産期医療情報共有システム業務について (健康推進課)</p> <p>本業務の委託先からの業務の完了報告には、「令和5年3月31日付で委託業務を完了した」旨の記載があるのみで、具体的にどのような業務を行ったのかが記載さ</p>	<p>委託業務完了報告書に、母体搬送件数や新生児搬送件数、搬送時における問題などを具体的に記載するよう、委託先に求めた。</p>

<p>れていない。委託業務仕様書上は業務内容が具体的に明示されているが、この業務内容が適切に実施されたかどうか不明であり、県としてもこの完了報告でどのように検収を行ったのか疑問である。業務の完了報告には少なくとも仕様書上の業務内容がどのように実施されたのかの報告を委託先に求めておくことが望ましい。</p>	
<p>4. 産前・産後安心サポート事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) 島根県産前・産後訪問サポート事業費補助金について (健康推進課)</p> <p>本補助金については、補助金独自の効果測定及び要因分析は行われていない。補助金は委託事業と異なり、交付先に金銭を交付し、県はその反対給付を求めないものである。したがって、その支出が真に効果を有するものかどうかの検証が必要である。そして、その効果検証をする際には、補助金交付の目的と効果測定のための尺度・基準との整合性が重要となる。当補助金の目的は「安心して出産、子育てができる環境づくりの一つとして、産前・産後の時期において、一時的に家事・育児援助を必要とする場合に家庭への訪問によるサービスを提供するための事業に対して補助することを目的とする」とされており、取組に対して支援することを目的としているが、取組に対して支援することによりどのような効果を期待するのかが明確になっておらず、目的と手段が曖昧になっている。そのため、補助金の効果を測定する前提として、要綱上の目的を明確にすることが望ましい。</p>	<p>当該補助金の交付目的は、県全域で安心して出産、子育てができる環境づくりが進むことであり、その効果測定の一つは、産前・産後サポート事業に取り組む自治体が増え、その取組が量的・質的に拡大することである。</p> <p>事務事業評価において、当該補助金の KPI を定めるとともに、実績報告において、利用者数やサービスの内容等を求め効果を測定している。</p> <p>今後、御意見を参考に、必要に応じて交付要綱の目的、実績報告の内容、事務事業評価における KPI 設定について見直し、改善を図っていく。</p>
<p>5. 不妊治療支援事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) 不妊治療費助成事業について (健康推進課)</p> <p>島根県不妊治療＜先進医療＞費助成事業実施要綱第6において、原則として、治療が終了した日の属する年度において島根県不妊治療＜先進医療＞費助成申請書を提出するとされている。しかし、申請期限超過が7件確認され、そのうち遅延理由がわからなかったものが5件あったが、それらについても支給決定を行っている。申請期限を超過してもなお交付されるものについては、少なくとも遅延理由について確認し、その理由を書面で残しておくことが望ましい。</p>	<p>申請期限が超過した申請があった場合は、申請書提出先である各保健所が本人に遅延理由を確認し、その理由がやむを得ない事情によると判断したもののについては申請を受け付けている。</p> <p>今後、申請期限を超過して申請されたものについて支給決定を行う際には、起案文書等に遅延理由を記載する。</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) しまね妊娠・出産相談センター事業について (健康推進課)</p> <p>令和4年度実績として3,625,900円の支出がある。その中で年間の相談件数は電話94件、面談30件、メール</p>	<p>不妊専門相談センターの相談件数は減少傾向にあり、令和3年度の相談件数は81件であったが、令和4年度にしまね妊娠・出産相談センターとして相談体制を拡充したことで相談件数が増加したと</p>

<p>22 件の合計 146 件であった。以前は「不妊専門相談センター」として不妊に悩む夫婦等を対象とした相談窓口を開設していたが、その時の相談電話対応は平日の 15 時～17 時に行われていた。令和 4 年度からは「不妊専門相談センター」を充実リニューアルして「しまね妊娠・出産相談センター」となり、相談対応時間も月、火、水、金、土の 10 時～16 時となり、相談内容も不妊や不育に悩む方の相談のほか、出生前検査に関する相談、思春期相談、更年期を含む女性特有の心身の健康相談などにも対応できる相談窓口として利用時間、相談内容の拡充を行っている。</p> <p>相談窓口がリニューアルされたことを機に、今後さらに利用者を増やす方法及び効率的な相談センター運営の在り方、相談方法について検討が必要と考えられる。例えば島根県の不妊・不育に対する助成金の案内等も電話で相談を受けることができ、その旨がチラシなどでわかりやすくなると、県特有の情報を得ることができるため、相談が増加する余地がある。</p> <p>また、島根県で保管している資料には、相談に対してどのような回答を行ったのかわかる資料がないため、相談内容の詳細が確認できない。事業実施主体として、相談個人票については確認することが望ましい。</p>	<p>考えている。今後も相談体制の改善の必要があれば検討を行うとともに、相談窓口の周知を行っていく。</p> <p>相談内容の詳細については、センター相談員から聞き取りをしたほか、不妊対策検討会において具体的な相談内容や対応状況を相談員から報告してもらっている。今後は、個人票についても確認をする。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) KPI について (健康推進課)</p> <p>当該事業は KPI を不妊治療に係る助成件数とし、目標件数を 500 件に設定している。しかし、令和 4 年度実績は 146 件となっており、達成率は 29.2%となっている。達成率と目標値が大幅に乖離していることから KPI 設定が適切ではない可能性がある。よって、目標値の見直し、もしくは達成率を 100%とするための取り組みを行う余地がある。</p>	<p>令和 4 年 4 月からの不妊治療の保険適用開始に伴い、県では新たに不妊治療助成制度を開始したことから、KPI 設定については保険適用前の国の助成制度での実績をもとに設定している。</p> <p>令和 4 年度は保険適用前の経過措置として従来の助成制度も残っていたことや、保険適用となって間もないことから、KPI の見直しについては今後の助成状況の推移を見ながら検討していく。</p>
<p>6. 親と子の医療費助成事業</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(ア) 島根県未熟児養育医療費等負担金について (健康推進課)</p> <p>本事業においては、要綱第 9 条において、実績報告書を翌年度の 6 月 20 日に提出することとされている。</p> <p>しかし、実際には実績報告書が 6 月 20 日以降で提出されているものが多数見受けられた。この点に関し、県から市町村への通知においても、実績報告書の提出締め切りを令和 3 年度分については令和 4 年 6 月 22 日、令和 4 年度分については令和 5 年 7 月 6 日と設定しており、県からの通知がそもそも要綱に違反する状態となっていた。この理由について確認したところ、担当者の認</p>	<p>御指摘いただいた点を踏まえ、改めて要綱等諸規定を再確認のうえ、今後の業務遂行にあたる。</p>

<p>識不足によるものであったとのことであった。</p> <p>要綱上定められている期限を遵守することは法規性の基本的事項であり、認識不足とはいえ県が主導する形で要綱不遵守の状態となっていたことは遺憾である。</p> <p>以後、同様の事態が生じることがない様に、要綱に対する基本的認識を改める必要がある。</p>	
<p>【意見】</p> <p>(ア) 先天性代謝異常等検査業務</p> <p>a 契約単価について (健康推進課)</p> <p>本事業における契約単価は、事業者からの聞き取り(単価についての計算資料)に基づき定められている。そして、この資料によれば、消耗品費(机、書棚、毒劇庫、PC などその他分析備品)、設備費(オートパンチャー等)を5年で割ったものが単価計算上積算されている。</p> <p>この点、前者の消耗品費については、資料上5年更新とされているが、列挙されている備品類が全て5年で更新しなければならないものかどうかには若干の疑義がある。確認したところ、担当者において、個別の現物確認等はしていないとのことであった。</p> <p>監査対象年度において直ちに問題があるというものではないが、当該委託先事業者は一者随意契約で多年にわたって業務委託している事業者であることを踏まえると、今後委託契約を継続する際には、これらの積算について定期的に合理性の有無を個別に検討することが望ましい。</p>	<p>御指摘いただいた内容を踏まえ、今後は単価の積算にあたり委託先の備品等の減価償却期間などを改めて考慮し、疑義がある場合には、適宜現物確認等するなどにより合理性の確保に留意する。</p>
<p>【意見】</p> <p>b 報告書 (健康推進課)</p> <p>本件委託契約第6条において、受託者は、委託業務完了後、翌月15日までに県へ報告書を提出しなければならない。そして、3月分の報告書については、3月31日までに提出することが定められている。</p> <p>この点、記録として編綴されている実施報告書は令和5年3月31日付となっている。しかし、それに添付されている受託者からの「書類送付ご案内」は、令和5年4月4日付となっており、提出自体は3月31日を徒過しているものと思われる。また、同文書には、手書きで「4/3で提出済を3/31に修正」とあり、当初は期限後の4月3日付で提出されていた報告書を提出期限である3月31日に修正して再提出したと思われる記載がなされている。</p> <p>以上の資料を踏まえると、期限を徒過して報告書が提出された可能性が高いこと、それを事後的に修正することを担当者において容認したものと考えられる。今後は</p>	<p>御指摘いただいた内容を踏まえ、委託にあたり実績報告書の提出期限について留意し、今後の事務の執行にあたり適切に取り扱う。</p>

<p>受託先への適切な期限遵守の指導がなされることが望ましい。</p>	
<p>7. 母と子の健康支援事業 【意見】 (ア) 思春期等相談事業について (健康推進課) 仕様書に意見交換の場を設けると記載があるが意見交換会をしていない。より充実した相談となるように、少なくとも仕様書で明記されている意見交換の場を設けることが望ましい。</p>	<p>事業の実施や相談対応の状況については、必要に応じて電話等でやり取りをしており、近年は意見交換会の場を設けていない。 令和6年度は、意見交換会を開催し、必要性を見極め、今後の取扱いを検討する。</p>
<p>10. 結婚支援事業 【指摘事項】 (ア) 市町村結婚支援強化交付金について (子ども・子育て支援課) 事業実績報告について、事業実施報告書別紙2が添付されていないものがあつた。交付金交付要綱第9条1項の実績報告書に関して、添付資料が定められており、全ての書類が提出されているか確認するべきである。</p>	<p>御指摘の事業実績報告書については、御指摘後、松江市から提出いただき、内容を確認した。今後は実績報告を含め、交付要綱に定められた手続きに必要な書類の確認を徹底することとした。</p>
<p>【指摘事項】 (イ) 結婚支援強化事業の実施に係る業務の委託について (子ども・子育て支援課) 本事業について、しまね縁結びサポートセンターが県から受託しているが、しまね縁結び相談者等管理システムの管理・運用及び、しまねコンピューターマッチングシステムの管理・運用については、これらのシステムの開発事業者に業務を再委託している。 委託契約書第15条において、「受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない」と規定されている。 再委託の承諾の有無について、県の担当者に確認したところ、令和4年度については手続きを失念していたとの回答を得た。なお、令和5年度については、手続きが完了していることを書類の閲覧にて確認している。 契約書上の手続きを適切に実施する必要がある。</p>	<p>契約書等に規定されている必要な手続きが行われるよう、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>【意見】 (ア) 市町村結婚支援強化交付金について (子ども・子育て支援課) 本事業は、実施要綱上、民間イベント補助事業に関しては、対象者を独身男女に限定しているが、実績報告を確認すると安来で開催された独身という限定がないまま開催されたイベントもあつた。実施要綱に即して判断</p>	<p>結婚希望はあるものの、独身者のみを対象とした「婚活色の強い」結婚支援事業への参加を躊躇する方も一定数存在するため、そうした方が「参加しやすい出会いの場」となるよう独身者以外も参加可能とすることは有効であると考えている。したがって、令和6年度の実施要綱はそのように改正した。</p>

<p>を行うことが望ましい。</p>	
<p>【意見】 (イ) 生の楽習講座事業の業務の委託について (子ども・子育て支援課) 当該事業は委託契約書別添仕様書において、「助産師」による「生の楽習講座」を計画的に実施することにより、今後、次世代を担う児童や生徒に、生命の尊さや家庭の意義などの理解をさらに深めてもらうことを目的とするところである。 しかし、事業実施報告書に記載されている内容は団体名称、連絡先、講座をどの小中学校で誰が開催したのか、発生した委託費の内訳のみであり、目的の達成度や運営上の問題点の記載がなく、事業検証がなされているのかわからない。 内部で学校教諭よりアンケートを集計しており、一般社団法人島根県助産師会へ次年度に向けてフィードバックを行っているとのことだが、実施報告書へ事業検証の記載をしなければ県の担当者交代や委託先変更へ対応できなくなる可能性がある。 そのため、事業実施報告書において事業検証が可能なように、目的が達成できたのか、今後当該事業を行うにあたって、改善できる部分はないかを記載できるようにすることが望ましい。</p>	<p>事業検証に必要となる評価及び改善点等が記載された令和5年度事業実施報告書を委託先から受理し、今後も継続して報告を求めることとした。</p>
<p>11. みんなで子育て応援事業（こころ事業） 【指摘事項】 (ア) しまね子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化）起案用紙の訂正方法について (子ども・子育て支援課) 公文書管理規程第19条において「電子起案による起案文書の記載事項の訂正についてはシステムの機能を利用して行うものとし、紙起案による起案文書の記載事項の訂正については朱書で行い、訂正箇所を押印するものとする」とある。 デジタル化システム運用保守業務の委託契約において、当初請負金額の減額を含む変更契約を締結するため、行っている紙起案の起案用紙の起案理由において、委託料の減額金額を変更する際に二重線での抹消はされていたが、記載事項を朱書ではなく黒字で訂正し、また、訂正箇所を押印がなされていなかった。 紙起案の訂正に関しては朱書き、押印をする必要がある。</p>	<p>紙起案による起案文書の記載事項の訂正を朱書きとし、訂正箇所を担当者の押印を行い、紙起案による起案文書の訂正方法について徹底した。</p>
<p>【意見】 (ア) しまね子育て応援パスポート事業（こころパス</p>	<p>本事業は、①協賛店等情報提供システム保守運用</p>

<p>ポート事業)の仕様書について (子ども・子育て支援課)</p> <p>仕様書 P8 (2) において、SLA (サービスのレベルに関する合意水準) の設定に関して運用に関する SLA を「サービス稼働時間」及び「サービス稼働率」としている。</p> <p>SLA を達成できない場合は、当該年度の支払額の減額を行うことがあるとの記載がされている。</p> <p>一方でこころ事業の事務事業評価においては KPI を「こころ事業の協賛店舗数」及び「赤ちゃんほっとルーム登録数」としている。そのため、SLA についてもこころ事業の協賛店舗数の増加や赤ちゃんほっとルーム登録数の増加に直接資するようなものを設定することが望ましい。</p>	<p>と②登録促進業務で構成されており、御指摘の SLA は①に該当する。</p> <p>「こころ」事業は、サービスを楽しむ子育て世帯とサービスを提供する協賛店で成り立っており、県内で協賛店舗数が増加することで事業効果が得られる。</p> <p>①は協賛店や赤ちゃんほっとルームの情報を提供しているが、令和3年度から開始したこころアプリにより、閲覧数が急激に増加し (R2: 約 9,300 件→R3: 約 206,000 件)、協賛店からはアプリによる①の閲覧が来店きっかけにもなり、店舗の PR にもなっているという御意見をいただいている。</p> <p>こうしたことから、①の安定的な稼働 (SLA 設定) を背景として、②の登録促進業務を行うことが、KPI の達成に有効と考えている。</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) しまね子育て応援パスポート事業 (パスポートのデジタル化) の運用保守業務における会議の開催について (子ども・子育て支援課)</p> <p>運用保守業務仕様書 P11 (6) に「毎月 1 回の定期運用状況報告会を開催し、作業実績、各監視状況報告会、今後の計画、課題等を報告すること。会議は議事録を作成し、1 週間以内に県に提出すること。」と記載がある。</p> <p>こころアプリ保守・運用定例会 (テクノプロジェクト) と背表紙のある青ファイルに当該打ち合わせ議事録の令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの議事録が整理されているが、令和 4 年 5 月打ち合わせ議事録が保存されていない。担当者へヒアリングしたところ、「やるつもりはあったが、開催できなかった。」とのことである。打ち合わせを開催し、議事録を保管することが望ましい。</p>	<p>特段の事情がない限り、毎月 1 回の定例報告会を開催し、会議の議事録については提出を求め、県において保管する。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) しまね子育て応援パスポート事業 (パスポートのデジタル化) の運用保守契約書について (子ども・子育て支援課)</p> <p>運用保守業務仕様書 P10 (2) において「運用に関する SLA」を設定するとあり、設定された水準を達成できない場合は、当該年度の支払額の減額ができることを契約に明記するものとする」とされているところ、契約書において当該記載がない。仕様書の内容に従い、契約書の文言を修正することが望ましい。</p>	<p>契約書の別添「しまね子育て応援パスポート「こころ」のデジタル化システム運用保守業務仕様書中、4. 運用・保守、4-2 基本的事項、(2) SLA の設定」に必要となる事項について、委託先と協議の上、別途「しまね子育て応援パスポート管理システム SLA に係る規定」を定めた。</p>
<p>12. 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) 事業の KPI (重要業績評価指標) について</p>	

<p style="text-align: center;">(子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業は、「子育て中の保護者とその家族」を対象とし、「妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援により一人、二人と子育てしたいと思っていただけるようにする」ことを事業の目的としている。そして、本事業のKPIは、「子育て世代包括支援センター設置市町村数」と、「子どもの医療費助成拡充に伴い新たに助成を行った人数」が設定されている。</p> <p>確かに、子育て世代包括支援センターが各市町村に設置されることにより、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行いうる土台が形成されると考えられる。しかし、現段階で県内の19市町村すべてに同センターはすでに設置されており、今後伸びることはないと予想される。この設置市町村数を減らさないというのも活動指標としてのKPIとして不合理ではないが、上記事業目的に鑑みると、成果指標として、例えば「子育てしやすいと感じる県民の割合」や「一人、二人と子育てしたいと感じる県民の割合」などをKPIとして事業の成果を測定することが望ましい。</p>	<p>今後KPIの見直しを検討する。</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) 子育て情報発信事業について</p> <p style="text-align: center;">(子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業は、結婚、妊娠・出産、子育て支援総合ポータルサイト「てごしてしまね」の保守等を委託しているが、委託先からの委託業務完了報告書には、業務報告内容として「業務仕様書に基づき業務を実施」との文言が記載されているだけで、実際にどのような業務が行われたかが記載されておらず、県としてもこの報告書だけでどのように委託業務の検収が行われたのかが不明瞭である。このため、保守委託仕様書上の業務が適切に行われたことを担保するために、委託業務完了報告書に実際に行われた業務の記載を委託先に求めることが望ましい。</p>	<p>委託先に対し、委託業務完了報告書に、実際に行われた業務内容を記載するよう求め、適正に委託業務の検収を行った。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) こっころバースデー講座事業について</p> <p style="text-align: center;">(子ども・子育て支援課)</p> <p>a 本事業は、「幼い子どもを持つ保護者が、もう一人子どもがほしいと思える機会の創出や、若い世代が命の尊さをあらためて実感し、良い親子関係を応援する機会の創出を目的とする」と仕様書に明記されている。また、この目的を達成するために、県内幼稚園・保育所において「保護者参観に併せて行う」ことも明記されている。しかし、実際に行われたこっころバースデー講座の報告</p>	<p>事業目的を達成するため、仕様書に沿った業務を行うよう改めて委託先に伝え、双方で本事業の目的の再確認を行った。</p>

<p>書を閲覧したところ、保護者の参加人数が0人と報告されている保育園が存在した。もちろん子どもたちがこの講座を受講することも大変意義のあるものであると考えられるが、この事業の目的を鑑みると、やはり保護者の参加は必要である。仕様書には目的及び事業実施方法は適切に明記されているため、この仕様書を委託先にしっかり理解してもらったうえで事業を行うことが望ましい。</p>	
<p>【意見】 (子ども・子育て支援課)</p> <p>b 本事業は、業務完了後、報告書として「本事業の実施状況及びその成果を取りまとめ、島根県健康福祉部子ども・子育て支援課へ提出すること」を委託先である島根県助産師会に求めている。この点、業務完了報告は提出されているが、仕様書に即した報告となっていない。担当課に確認したところ、口頭での説明は受けているとのことであったが、この業務の成果及び課題等を適切に把握するために、実施状況及びその成果を書面で提出させることが望ましい。</p>	<p>事業検証に必要となる評価及び改善点等が記載された令和5年度事業実施報告書を委託先から受理し、今後も継続して報告を求めることとした。</p>
<p>13. 保育所等運営支援事業</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(ア) 私立学校振興費補助金について (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業において作成された起案のうち、「令和4年度私立学校振興費補助金（幼稚園分）の額確定について」の起案理由に記載されている補助金確定額が217,640,000円のところ、実際の金額は21,764,000円であった。支出額は、21,764,000円であったため、起案理由の記載誤りで留まっているが、金額の記載誤りは重大な問題に発展しやすいため、担当者の単なる記載誤りと考えるのではなく、内部統制上の問題と捉えるべきである。そして起案をチェックする立場である上長は、金額については慎重に確かめるべきである。</p>	<p>起案文書の内容について、担当者、決裁者において確認の徹底を行い、課内への周知を行った。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ア) 小規模民間保育所運営対策事業について (子ども・子育て支援課)</p> <p>小規模民間保育所運営対策事業交付要綱第8条において実績報告について様式5及び関係書類を添えて市町村から県に報告することとなっている。当該補助金は、保育所における平均在籍児童数に応じて補助する金額が異なるため、市町村より報告のあった平均在籍児童数については根拠となる資料の確認をしていないとのことだった。</p> <p>入所児童数については県で閲覧できるということだ</p>	<p>平均在籍児童数については、実績報告の際に、市町村に対し根拠資料の提出を求め、県において検算を行うこととした。</p>

<p>ったため、平均在籍児童数については検算を行い、整合性を県において確かめることが望ましい。</p>	
<p>14. 保育所等整備支援事業</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(ア) 起案用紙の記載について</p> <p style="text-align: center;">(子ども・子育て支援課)</p> <p>公文書管理規程第 19 条において「電子起案による起案文書の記載事項の訂正についてはシステムの機能を利用して行うものとし、紙起案による起案文書の記載事項の訂正については朱書で行い、訂正箇所を押印するものとする」とある。</p> <p>今回の起案用紙について、電子決裁を行っているが、システム上保存されている概算払額 9,341 千円と実際に支出した金額 9,031 千円に違算が生じている。</p> <p>「保育所等施設整備(認定こども園)青ファイルに電子決裁された起案用紙がプリントアウトされ保管しており、当該起案用紙に朱書きで 9,341 千円を 9,031 千円と修正されており、起案日付についても朱書きで令和 5 年 2 月 16 日から令和 5 年 2 月 20 日に修正されていた。修正方法については該当金額と該当日付に見え消しをし、上部に修正後の数字を記入しているが、修正を行った担当者の押印はなかった。</p> <p>支出額及び日付に変更があった際に電子決裁システム上も変更の上、承認を受ける必要がある。</p>	<p>紙起案による起案文書の記載事項の訂正については、訂正箇所に担当者の押印をし、電子決裁システム上も併せて訂正し、承認を得るように徹底した。</p>
<p>15. 地域の子育て支援事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) しまねすくすく子育て支援事業について</p> <p>a 交付金の目的について (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業は、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取り組みを支援する事業であり、しまねすくすく子育て支援事業交付金として実施されている。</p> <p>この事業の目的については実施要綱に明記されている一方で、交付要綱には、交付金の目的が明記されていなかった。交付金の目的は、その交付金の公益性とどのような効果を期待するものかを示すために極めて重要である。そのため、交付要綱上に交付金の目的をはっきりと記載することが望ましい。</p>	<p>令和 6 年度要綱改正に併せて交付要綱に明記した。</p>
<p>【意見】</p> <p>b 消費税について (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業の交付要綱上、「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに</p>	<p>令和 6 年度要綱改正に併せて交付要綱に明記した。</p>

<p>市町村長に報告しなければならない」とされ、また、「市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある」と明記されている。しかし、市町村が事業者から報告を受けた場合に、県に報告する旨の文言は規定されていない。県から交付金を支給する以上、市町村が事業者から報告あるいは納付を受けた場合には、県にも報告あるいは納付することを交付要綱上明記しておくことが望ましい。</p>	
<p>【意見】</p> <p>(イ) 検査調書について (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業における「しまね子ども・子育て支援交付金」及び「しまねすくすく子育て支援事業交付金」のいずれについても検査調書が作成されていなかった。</p> <p>交付金において検査調書の作成が法令上義務付けられているわけではないため、検査調書が作成されていないこと自体は問題ない。</p> <p>しかし、交付金の交付決定を受けた者から実績報告書の提出を受け、これを精査して交付金の額の確定を行うという一連の過程において、実績報告書の内容を精査し交付金の額の確定をしたことの証跡として何らかの書面は必要である。交付金額の適切性に係る判断過程や判断根拠を詳細に記録し残すことが望ましい。実際には、他の補助金や交付金と同様に検査調書を作成し、記録として残す方法が考えられる。</p>	<p>他の補助金と同様、検査調書を作成し、記録として残すこととした。</p>
<p>16. 放課後児童クラブ支援事業</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(ア) 放課後児童クラブ施設整備事業</p> <p>(子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業では、要綱第14条において工事着工報告書・工事進捗状況報告書の提出が求められている。しかし、いずれの報告書も記録への編綴がされておらず、担当者が確認しても報告書の存在が確認できなかった。この事実からすると、これらの報告書が提出されていないものと評価せざるを得ない。必要とされている報告書は確実に提出を求め、保管しておく必要がある。</p>	<p>工事着工報告書、工事進捗状況報告書を提出させ、保管することとした。</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>(イ) 放課後児童クラブ施設整備促進事業</p> <p>(子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業では、要綱第12条において工事着工報告書・工事進捗状況報告書の提出が求められている。しかし、いずれの報告書も記録への編綴がされておらず、担当者が確認しても報告書の存在が確認できなかった。この事実からすると、これらの報告書が提出されていないものと</p>	<p>工事着工報告書、工事進捗状況報告書を提出させ、保管することとした。</p>

<p>のと評価せざるを得ない。必要とされている報告書は確実に提出を求め、保管しておく必要がある。</p>	
<p>【意見】 (ア) 放課後児童クラブ巡回等支援事業 (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業では、業務委託仕様書において、様式を定めた上で訪問計画書の提出が求められている。しかし、3名の受託者のうち、2名はこの様式による訪問計画書の作成提出をしていなかった。</p> <p>この点に関し、担当課からは、当該2名には県で指示をして独自様式での計画書の提出をしてもらっているとの説明があった。担当課によれば、訪問計画書は訪問先への案内用にも用いられているところ、訪問内容は個々の訪問先で異なるので、むしろ様式の訪問内容の記載が過剰な部分もあるとのことであった。</p> <p>しかし、そもそも仕様書上訪問計画書は県に対して提出するものであるし、記載内容が過剰であるなら様式自体を変更することが必要である。そのため、今後は仕様書の様式を使用するようきちんと受託者を指導する、もしくは様式自体をより使い良い形へ変更することが望ましい。</p>	<p>訪問日時・訪問箇所が明記されている計画書であれば、任意の様式で可とした。</p>
<p>【意見】 (イ) 放課後児童クラブ人材確保支援事業 (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業では、受託者は、仕様書に様式として定められた就業状況報告書を毎月提出することとなっている。同様式には、各日の実働時間、時間外労働時間、それぞれの合計など委託料を計算するうえで必要な情報が網羅されている。</p> <p>しかし、実際に受託者が提出している報告書には、労働時間の合計時間数が記載されていない独自のものとなっており、委託料計算の便宜という様式が想定したメリットが失われてしまっている。そのため、今後は様式に従って報告書に労働時間の合計時間数を記載するよう受託者に指導することが望ましい。</p>	<p>合計時間を記載するよう、受託者に指導し、令和6年3月分より記載されている。</p>
<p>17. 子育てに関する経済的負担対応事業</p> <p>【意見】 (ア) 第1子・第2子保育料軽減事業について a 実施要綱における用語定義について (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業は、第1子・第2子に係る保育料軽減事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び第1子・第2子に係る保育料軽減事業実施要綱（以下「実施要綱</p>	<p>令和6年度の要綱改正に併せて、「3歳未満児」という用語を「3歳未満の児童」と記載するよう要綱の文言整理を行った。</p>

<p>という。)に基づき実施されている。</p> <p>両要綱は、実施要綱にて定義・対象児童・実施事業などの基本的事項を定め、これを受けて交付要綱にて交付額の算定方法等を定め、全体として本事業の実施スキームを画定する形となっている。</p> <p>この点、交付要綱第3条第1項第1号において、「3歳未満児」という用語が使われているところ、実施要綱にも交付要綱にもこの用語の定義規定がない。実施要綱には「3歳未満の児童」について入所している児童を前提とする定義規定はあるものの、「3歳未満児」は文言上は入所していない児童も包含するものであり、「3歳未満の児童」とは一見して同じものとは断定することはできない。むしろ、「3歳未満児」と記載されていれば、入所していない児童を前提とするものと読むことが通常であって、入所を前提とする「3歳未満の児童」とは別のものとして判断されることが文理上自然である。</p> <p>また、交付要綱第3条第1項第1号の規定の趣旨からは、「3歳未満児」と記載されているのは「3歳未満の児童」と同一の意味合いで使われているものと解釈すること自体は可能であるが、それは一義的なものではなく異なる解釈の可能性を排除するには至らない。「3歳未満児」の語が用いられているのは、恣意性を排除し一義的に定まるべき補助金の限度額を算定するための数式中に使われていることに鑑みると、かかる解釈の余地を残すことは妥当ではない。</p> <p>よって、「3歳未満児」と記載されている部分を「3歳未満の児童」と修正する、もしくは「3歳未満児」についての定義規定を実施要綱に新設するなど、一義的な事業実施ができるように要綱を修正する余地がある。</p>	
<p>【意見】</p> <p>b 添付資料としての歳入歳出予算書等の編綴漏れについて (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業においては、実施主体たる市町村は、県に対して、交付申請書、変更申請書、実績報告書を提出することが交付要綱上必要とされている。そして申請書には、資料として歳入歳出予算書を、報告書には歳入歳出決算書を添付することとなっている。</p> <p>この点、これら申請書が編綴されているファイルを確認した際、交付申請書については2町、変更申請書については2市1町、実績報告書については1市1町の歳入歳出予算書等が編綴されていなかった。なお、交付申請書に関し、申請日より後の日付の予算書が編綴されているものも1町あった。</p> <p>歳入歳出予算書等は、要綱上必要とされる添付資料であり、各申請書・報告書と一体のものとして編綴管理さ</p>	<p>添付資料の編綴漏れがないよう管理の徹底を行う。</p>

<p>れなければならないものである。また、その管理状況が適切でない場合には、時宜に応じた適切な添付資料の提出・管理がなされているか疑問を生じさせることにもなりかねない。</p> <p>よって、添付資料の編綴漏れなどがないよう管理の徹底を行うことが望ましい。</p>	
<p>【意見】</p> <p>(イ) 第3子以降保育料軽減事業の添付資料としての歳入歳出予算書等の編綴漏れについて (子ども・子育て支援課)</p> <p>本事業においては、実施主体たる市町村は、県に対して、交付申請書、変更申請書、実績報告書を提出することが第3子以降保育料軽減事業費補助金交付要綱上必要とされている。そして申請書には、資料として歳入歳出予算書を、報告書には歳入歳出決算書を添付することとなっている。</p> <p>この点、これら申請書が編綴されているファイルを確認した際、交付申請書については1市1町、変更申請書については4市3町、実績報告書については2町村の歳入歳出予算書等が編綴されていなかった。</p> <p>歳入歳出予算書等は、要綱上必要とされる添付資料であり、各申請書・報告書と一体のものとして編綴管理されなければならないものである。また、その管理状況が適切でない場合には、時宜に応じた適切な添付資料の提出・管理がなされているか疑問を生じさせることにもなりかねない。</p> <p>よって、添付資料の編綴漏れなどがないよう管理の徹底を行うことが望ましい。</p>	<p>添付資料の編綴漏れがないよう管理の徹底を行う。</p>
<p>18. 子ども発達支援事業</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(ア) さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業の検査調書について (障がい福祉課)</p> <p>本事業については、委託業務完了後、その業務が適切に履行されたかどうかの確認証跡としての検査調書が作成されていなかった。委託業務については、少額なものを除き検査調書を作成することが会計規則上義務付けられている。検査調書は、委託した業務が適切に遂行されたかどうかを検収した結果作成されるものであり、極めて重要な書類である。会計規則に則った検査調書の作成を徹底する必要がある。</p>	<p>検査を行った際の検査調書の作成を徹底するため、会計規則の根拠を周知するとともに、事務の引き継ぎを確実にし、令和5年度事業分について、検査調書の作成を行った。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ア) 発達障がい者支援体制整備事業の活動評価について (障がい福祉課)</p>	<p>島根県発達障害者支援センターの運営にあたって、実施要綱の記載と実態に齟齬が生じないよう、</p>

<p>本事業は、島根県発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき事業が行われている。そして、この要綱「7 運営上の留意事項」において、「所管区域の関係機関により構成される運営協議会を開催して、事業の実施状況を報告し、事業評価を受けること」とあるが、このような報告及び評価が運営協議会では行われていない。</p> <p>この点、担当課に確認したところ、運営協議会で行うこととされていた実施状況の報告や活動評価は、現在、島根県障がい者自立支援協議会発達障がい者支援部会で行うこととしているため、センターに運営協議会の開催を求めているとのことであった。したがって、現状では要綱上の記載と実態が整合していないため、要綱上の記載と実態を整合させることが望ましい。</p>	<p>要綱の改正を行った。</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) 発達障がい者支援体制整備事業の職員配置について (障がい福祉課)</p> <p>本事業は、島根県発達障害者支援センター運営事業等実施要綱において、各センターの職員配置を定めている。この点について、東部及び西部の各センターに地域支援マネジャーを2人ずつ配置することとされているが、実際は東部センターには地域支援マネジャーは1人しか在籍していない。</p> <p>この点、担当課に確認したところ、東部センターにも地域支援マネジャーを担える職員が2人いるためとのことであった。しかし、事業実施の拠り所となる実施要綱上2人を配置すると記載されている以上、要綱上の職員配置と実態が乖離しているような誤解を生じるおそれがあるため、要綱上の職員配置の記載を実態と整合するよう改訂する余地がある。</p>	<p>島根県発達障害者支援センターの運営にあたって、実施要綱の記載と実態に齟齬が生じないように、要綱の改正を行った。</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) 在宅心身障がい児関係補助金について (障がい福祉課)</p> <p>本補助金には、「島根県心身障害児(者)親の会連合会事業費補助金」及び「島根県心身障害児療育キャンプ開催費補助金」が含まれている。いずれの補助金の交付要綱にも補助金の交付額は「別に知事が定める額」とされており、補助限度額あるいは補助率が明確となっていない。</p> <p>この点、担当課において、当該事業は予算の範囲内で支出することとしているとのことであったが、補助金をどれだけ交付するのかを明確にするために、交付要綱上で補助限度額あるいは補助率を明記するなど、補助事業者にわかりやすいよう工夫をすることが望ましい。</p>	<p>当該補助事業は、予算の範囲内で実施しているが、要綱では補助限度額などを明らかにしていなかった。</p> <p>今後は、当該年度の「別に知事が定める額」である補助限度額を、毎年度、補助事業者へ通知すること、事務の引き継ぎを確実にし、毎年度の通知を徹底し、令和6年度事業分について、補助事業者に対し補助限度額(予算額)を通知した。</p>

<p>19. 幼児教育総合推進事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) ファイル管理表について (教育指導課)</p> <p>島根県公文書等の管理に関する条例第9条において、ファイル等の管理を適切に行うため、規則等で定めるところによりファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を帳簿に記載しなければならないとされているが、令和4年度ファイル管理表中に記載のファイル名称と、実際に保管しているファイルの名称が対応関係にない。ファイルの管理を適切に行うため、実際に保管しているファイル名とファイル管理表の整合性をとることが望ましい。</p>	<p>令和5年度に幼児教育推進室のファイル管理表を組織改編後の体系に変更した。これ以降、ファイル管理表担当者（文書取扱副主任）が逐次、管理表とファイル名等の整合性の確認を行うこととした。</p>
<p>20. 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業</p> <p>【意見】</p> <p>(ア) 市町村支援事業における各書類の日付について (社会教育課)</p> <p>本事業においては、一部の自治体から2回目の計画変更申請書が令和5年3月10日の日付で県に提出され、変更交付決定を行う旨の起案及び当該自治体に対する交付決定変更通知書が同日付で作成されている。</p> <p>しかし、メール等の資料を基に担当者に確認したところ、実際には、当該自治体の2回目の計画変更申請書は令和5年3月20日以降に作成されており、交付決定変更通知書の記載も実際の日付とは異なるものであることが確認できた。</p> <p>この点に関し、担当課の説明では、当該自治体からの実績報告の内容により変更交付申請の手続が必要であることが分かったため、変更交付決定（1回目2/28）と実績報告の日付（3月20日～3月23日）の日付の整合性を考慮し、変更交付決定日を3月10日に設定したとのことであった。</p> <p>実際の日付と異なる日付で書類が作成されていたことは遺憾であり、以後、同様の事態が生じることのないよう、補助事業者への指導を含め、交付要綱に沿った手続きがなされるよう対応されることが望ましい。</p>	<p>今後同様の事態が生じないよう、補助事業者である市町村への指導を含め、適切な事務処理を行うよう努めており、令和5年度は適正に処理した。</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) 市町村支援事業における補助金調書について (社会教育課)</p> <p>本事業の補助金交付要綱第19条において、「補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式8による補助金調書を作成しておかなければならない」とされているが、県は特に補助事業者に対して</p>	<p>令和6年4月1日付けで要綱改正を行い、補助金調書の提出を求めることとした。</p>

提出を求めているとのことであった。確かに要綱上補助金調書の提出自体は求められてはいないが、この補助金調書は、補助事業者がこの事業においてどのような支出を行ったかを明らかにする書類であるが、補助金の実績報告書を確認したところ、補助事業者がどのような支出を行ったかが明確になっているとはいえない。そのため、実績報告書と共に補助金調書も提出を求めることが望ましい。